東京医療保健大学職業紹介業務運営規程

(目的)

第１条　この規程は、職業安定法第 33 条の 2 の規程に基づき、東京医療保健大学(以下「本学」という。)が行う無料の職業紹介業務に関して、必要な事項を定めることにより、本学の学生が受けた教育、訓練を有効に活用しうる職業に就けるよう適切な斡旋を行うことを目的とする。

(対象)

第２条　この規程に定める求職者は、本学の学生および本学を卒業した者で、就職の斡旋を希望する者とする。

２　この規程に定める求人者は、本学の求職者を採用しようとする者およびその代理人とする。

(職業紹介業務担当者)

第３条　職業紹介業務は、各学科の就職担当教員、各キャンパス事務部就職担当職員および学生支援センターの就職担当職員（以下「業務担当者」という。)が行う。

２　職業紹介業務の事務責任者は学生支援センター長とする。

(求人の申し込みの受理)

第４条　本学は、求人の申し込みをすべて受理するものとする。

ただし、つぎの各号の１に該当するときは、その申し込みを受理しないことができる。

１　申し込みの内容が法令に違反するものであること。

２　申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件（以下「雇用条件」という。）が通常の雇用条件と比較して著しく均衡を欠くと認められるとき。

３　本学が行う職業紹介として不適当と認めるとき。

(求人先の決定)

第５条　求人先の決定に際しては、本学の学生等の自主性を十分尊重し、本学から押し付けることのないようにする。また本人の承諾なしで求人先を決定しない。

(求人の申し込み方法)

第６条　求人の申し込みは、求人者が本学に来学または郵送等の方法により別に定める求人票に必要事項を記入して学長に申し込まなければならない。

(雇用条件の明示)

第７条　求人者は、求人の申込みにあたり、雇用条件を明示しなければならない。

(求職申し込みの受理)

第８条　本学は、求職者の求職の申し込みをすべて受理するものとする。ただし、申し込みの内容が法令に違反する場合はこの限りではない。

(求職申し込み方法)

第９条求職者は、求職の申し込みにあたり、本学が別に定める求職票に必要事項を記入して申し込まねばならない。

(求職者に対する指導)

第１０条　本学は、職業安定所と協力して、求職者に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果を提供し、職業選択に必要な助言を与え、職種その他求職の内容について指導することにより、求職者がその能力に適した職業を的確に選択することを促進するよう努めなければならない。

(適格紹介)

第１１条　本学は、職業を紹介するにあたっては、求職者にその希望と能力に応ずる職業を紹介し、求人者には、その希望に適合する求職者を紹介しなければならない。

(紹介の方法)

第１２条　本学は、求職の紹介を受理した場合は、求職者の希望を聞き、本学の定める様式に従い、紹介しなければならない。

２　本学は、求職者を求人者に紹介するときは、別に定める紹介状を交付する。

３　本学は、必要と認められるときは、別に定める推薦状を交付することができる。

(差別的取り扱いの禁止)

第１３条　本学は、職業紹介業務を行うにあたり、求職者または求人者に対し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地を理由として差別してはならない。

(労働争議不介入の原則)

第１４条　本学は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業場閉鎖の行われている求人者には紹介を行わないことができる。

(秘密の保護)

第１５条　業務担当者は、職業紹介で知り得た求職者または求人者の個人的な情報は、すべて秘密として、これらを他に漏らしてはならない。

(採決の方法)

第１６条　求人者は、求職者の紹介を受けたときは、速やかにその者の採否を、また採用しない場合は、その理由について本学に報告しなければならない。

２　求職者は、雇用関係が成立または採用が内定した場合は、速やかに本学にその旨を報告しなければならない。

(職業紹介状況等の報告)

第１７条　本学は、職業紹介を行うための帳簿書類を作成して備え付け、保存するとともに、職業安定所に対し、求職状況、求人状況等を報告するものとする。

(その他)

第１８条　この規程の改廃は、大学経営会議において定める。

付則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。